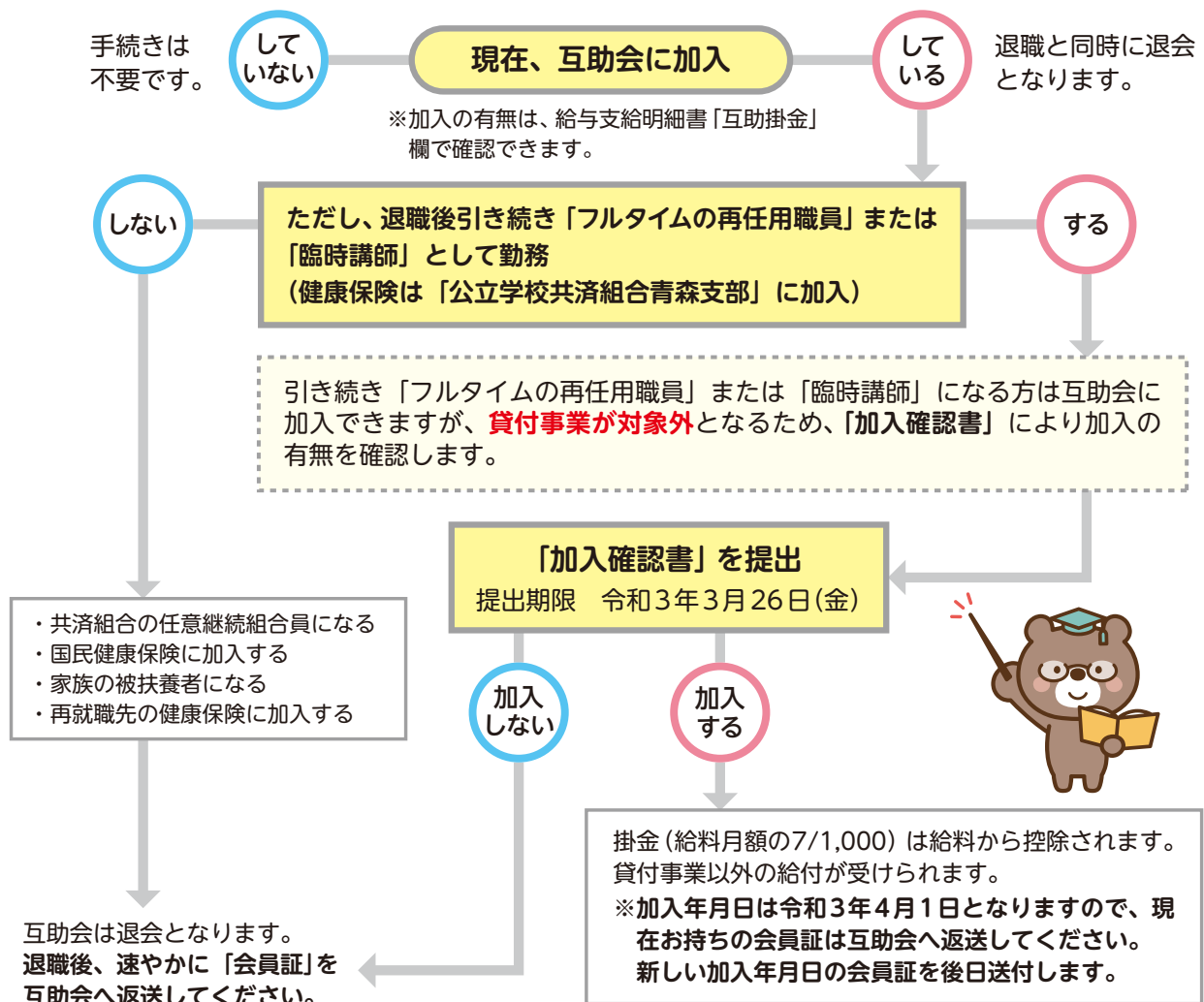


互 助 会 か ら の お 知 ら せ

退職に伴う互助会手続きについて

令和2年度より、退職後引き続き「フルタイムの再任用職員」または「臨時講師」として勤務する方は、互助会への「加入確認書」の提出が必要となります。



詳細は、令和3年2月1日付け青教互第74号をご覧ください。

令和2年度「スポーツ観戦補助事業」、「施設利用補助」について

令和2年8月25日付け青教互第47、48号で通知した、令和2年度「スポーツ観戦補助事業」、「施設利用補助」の請求書提出期限について、令和3年3月25日【必着】としていましたが、令和3年2月2日付け事務連絡でも通知したとおり、提出期限を撤廃し「事実発生（観戦・宿泊）日から3年以内に請求」に統一します。

ただし、令和2年度の限度額は、指定宿泊施設以外の「施設利用補助」は3,000円、「スポーツ観戦補助事業」は6,000円のまま変更はありませんので、請求忘れのないようお願いします。

なお、令和3年度の実施方法等は未定ですので、決まり次第お知らせします。